

令和7年第3回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年3月3日（月） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|---|----------|
| 議案第14号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P. 1 |
| 議案第15号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 3 |
| 議案第16号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P. 7 |
| 議案第17号 | 福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について | ・・・P. 9 |
| 議案第18号 | 福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について | ・・・P. 11 |
| 議案第19号 | 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について | ・・・P. 13 |
| 議案第20号 | 福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について | ・・・P. 15 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|----------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P. 17 |
| 街頭啓発について（再掲） | ・・・P. 17 |

議案第14号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年3月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 468 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 71 人 |
| | 市外転出者 | 397 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年3月3日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和7年2月1日から令和7年3月2日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年10月1日から令和6年11月2日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	37	34	71
転出	210	187	397
合計	247	221	468

議案第15号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年3月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年3月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1573 人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年3月3日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調（令和7年3月登録日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

区分 \ 男女別		男	女	計
令和6年12月2日登録日現在 選挙人名簿登録者数（a）		83,849	97,741	181,590
上記の登録に係る 補正登録者数（b）		0	0	0
（*）以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数（c）		0	0	0
（*）以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数（d）		0	0	0
（*）以後の 抹消者数 （e）	（ア） 死亡	▲ 328	▲ 303	▲ 631
	（イ） 転出	▲ 518	▲ 468	▲ 986
	（ウ） 在外移転	0	0	0
	計 （ア）+（イ）+（ウ）	▲ 846	▲ 771	▲ 1,617
（*）以後の移替えによる 増加数（指定都市の区）（f）		476	512	988
（*）以後の移替えによる 減少数（指定都市の区）（g）		▲ 412	▲ 455	▲ 867
今回（令和7年3月登録日） 追加登録者数（h）		842	731	1,573
今回定時登録日現在における 名簿登録者数（i） （a+b+c+d+f）-（e+g）+（h）		83,909	97,758	181,667
備 考 （（a）との増減）		60	17	77

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R6.3.1）との比較＞

福岡市早良区

（単位：人，位，％）

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R7.3.3	順位	R6.3.1	順位			
1	西新第一	6,396	8	6,262	9	134	4	102.14%
2	西新第二	9,045	1	8,863	1	182	2	102.05%
3	高取第一	7,386	3	7,389	3	▲ 3	20	99.96%
4	高取第二	7,039	4	7,064	4	▲ 25	29	99.65%
5	百 道 浜	5,974	12	6,012	11	▲ 38	32	99.37%
6	百 道	6,889	5	6,843	6	46	10	100.67%
7	室見第一	5,450	13	5,448	13	2	18	100.04%
8	室見第二	4,445	21	4,391	21	54	9	101.23%
9	原 第 一	4,295	23	4,192	23	103	5	102.46%
10	原 第 二	5,272	14	5,306	14	▲ 34	31	99.36%
11	大 原	3,721	27	3,718	27	3	16	100.08%
12	原 団 地	2,953	33	3,010	33	▲ 57	36	98.11%
13	原 北	6,737	7	6,552	7	185	1	102.82%
14	室見団地	2,159	36	2,191	36	▲ 32	30	98.54%
15	小 田 部	5,259	15	5,202	15	57	8	101.10%
16	有 住	3,909	26	3,907	26	2	18	100.05%
17	有田第一	4,965	17	5,005	17	▲ 40	34	99.20%
18	有田第二	4,641	20	4,649	20	▲ 8	21	99.83%
19	賀 茂	5,991	11	5,895	12	96	6	101.63%
20	原西第一	5,035	16	5,046	16	▲ 11	23	99.78%
21	原西第二	4,367	22	4,344	22	23	13	100.53%
22	飯原第一	3,085	31	3,147	31	▲ 62	37	98.03%
23	飯原第二	2,606	35	2,622	35	▲ 16	27	99.39%
24	飯倉中央	4,944	18	4,782	18	162	3	103.39%
25	飯 倉	3,964	25	3,961	25	3	16	100.08%
26	干 隈	3,243	30	3,258	29	▲ 15	26	99.54%
27	星 の 原	3,406	28	3,504	28	▲ 98	38	97.20%
28	田 隈	6,853	6	6,844	5	9	14	100.13%
29	田 村	8,680	2	8,688	2	▲ 8	21	99.91%
30	野芥第一	4,132	24	4,087	24	45	11	101.10%
31	野芥第二	3,263	29	3,254	30	9	14	100.28%
32	野芥第三	2,811	34	2,849	34	▲ 38	32	98.67%
33	四 箇 田	6,215	10	6,137	10	78	7	101.27%
34	入 部	6,375	9	6,428	8	▲ 53	35	99.18%
35	早 良	3,040	32	3,051	32	▲ 11	23	99.64%
36	脇 山	1,843	37	1,864	37	▲ 21	28	98.87%
37	内 野	4,683	19	4,659	19	24	12	100.52%
38	石 釜	596	38	609	38	▲ 13	25	97.87%
合 計		181,667		181,033		634		100.35%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R6.12.2）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R7. 3. 3	順位	R6. 12. 2	順位			
1	西新第一	6,396	8	6,368	8	28	6	100.44%
2	西新第二	9,045	1	8,974	1	71	1	100.79%
3	高取第一	7,386	3	7,434	3	▲ 48	37	99.35%
4	高取第二	7,039	4	7,031	4	8	15	100.11%
5	百 道 浜	5,974	12	5,973	12	1	19	100.02%
6	百 道	6,889	5	6,847	5	42	3	100.61%
7	室見第一	5,450	13	5,441	13	9	14	100.17%
8	室見第二	4,445	21	4,413	21	32	5	100.73%
9	原 第 一	4,295	23	4,293	23	2	18	100.05%
10	原 第 二	5,272	14	5,266	14	6	16	100.11%
11	大 原	3,721	27	3,709	27	12	11	100.32%
12	原 団 地	2,953	33	2,976	33	▲ 23	33	99.23%
13	原 北	6,737	7	6,719	7	18	8	100.27%
14	室見団地	2,159	36	2,163	36	▲ 4	25	99.82%
15	小 田 部	5,259	15	5,241	15	18	8	100.34%
16	有 住	3,909	26	3,928	26	▲ 19	30	99.52%
17	有田第一	4,965	17	4,977	17	▲ 12	27	99.76%
18	有田第二	4,641	20	4,660	20	▲ 19	30	99.59%
19	賀 茂	5,991	11	5,987	11	4	17	100.07%
20	原西第一	5,035	16	5,062	16	▲ 27	35	99.47%
21	原西第二	4,367	22	4,369	22	▲ 2	23	99.95%
22	飯原第一	3,085	31	3,108	31	▲ 23	33	99.26%
23	飯原第二	2,606	35	2,627	35	▲ 21	32	99.20%
24	飯倉中央	4,944	18	4,917	18	27	7	100.55%
25	飯 倉	3,964	25	3,967	25	▲ 3	24	99.92%
26	干 隈	3,243	30	3,248	30	▲ 5	26	99.85%
27	星 の 原	3,406	28	3,443	28	▲ 37	36	98.93%
28	田 隈	6,853	6	6,840	6	13	10	100.19%
29	田 村	8,680	2	8,731	2	▲ 51	38	99.42%
30	野芥第一	4,132	24	4,086	24	46	2	101.13%
31	野芥第二	3,263	29	3,263	29	0	21	100.00%
32	野芥第三	2,811	34	2,812	34	▲ 1	22	99.96%
33	四 箇 田	6,215	10	6,179	10	36	4	100.58%
34	入 部	6,375	9	6,364	9	11	13	100.17%
35	早 良	3,040	32	3,028	32	12	11	100.40%
36	脇 山	1,843	37	1,856	37	▲ 13	29	99.30%
37	内 野	4,683	19	4,695	19	▲ 12	27	99.74%
38	石 釜	596	38	595	38	1	19	100.17%
合計		181,667		181,590		77		100.04%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第16号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和7年3月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 登録する者の数 | 1人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙1のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年3月3日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R7. 2. 20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7. 3. 3)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	43		0	0	0	43
女	70	1	0	0	1	71
計	113	1	0	0	1	114

議案第17号

福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市早良区百道二丁目1番1号 福岡市早良区役所2階大会議室	令和7年3月7日から 令和7年3月22日まで
福岡市早良区東入部二丁目14番8号 福岡市早良区役所入部出張所2階保健相談室	令和7年3月7日から 令和7年3月22日まで
福岡市西区橋本二丁目27番2号 木の葉モール橋本1階会議室	令和7年3月17日から 令和7年3月22日まで
福岡市中央区天神二丁目2番43号 ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	令和7年3月15日から 令和7年3月22日まで
福岡市早良区大字板屋353番地1 板屋活性化施設	令和7年3月17日

ただし、板屋活性化施設については、選挙人名簿に記載されている住所が早良区大字板屋の選挙人に限る。

(議案の根拠)

・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間(二以上の期日前投票所を設ける場合に あつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員 会の指定した期間)、市役所
------	-----	--

(投票所)

公職選挙法第39条

投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第1項	から少くとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

(投票所の告示)

公職選挙法第41条

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

議案第18号

福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
木の葉モール橋本1階会議室	午前10時	午後7時
ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ	午前10時	午後7時
板屋活性化施設	午前11時	午後2時

2 変更理由

木の葉モール橋本1階会議室、ソラリアプラザ1階ソラリアゼファ及び板屋活性化施設については、増設設置するものであり、早良区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

公職選挙法第48条の2第6項 第39条から第41条まで及び第58条から第60条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第39条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、1の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
第40条第1項	午前7時	午前8時30分
第40条第1項ただし書	選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限る、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げる	次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める措置をとることができる。 1 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合 期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げ

	下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。	ること。 2 当該市町村の選挙管理委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合（午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限る。）期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲内において繰り下げること。
第40条第2項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
第41条第1項	から少くとも5日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所（2以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間）
第41条第2項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

（投票所の開閉時間）

公職選挙法第40条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

（告示の根拠）

- ・公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

公職選挙法第40条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

（参考）期日前投票所概要

- 1 有権者数（令和7年3月3日現在） 181,667人
- 2 最近の選挙における選挙当日有権者数及び投票率
（令和6年10月27日 衆議院議員総選挙）

当日有権者数(人)			期日前投票者数(人)			投票率(%)		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
83,575	97,628	181,203	15,079	20,467	35,546	18.04	20.96	19.61

議案第19号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和7年3月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙2のとおり

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定による。

(投票管理者)

公職選挙法第37条 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3～7 略

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

公職選挙法施行令第24条第1項 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに当該市町村の選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

3～4 略

(告示の根拠)

- ・公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	氏名(	氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日(同一の日に
	時間	日及び時間

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

公職選挙法施行令第25条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

議案第20号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和7年3月23日執行予定の福岡県知事選挙における早良区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和7年3月3日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

別紙3のとおり

(議案の根拠)
・公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

(期日前投票)
公職選挙法第48条の2第5項 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第37条第2項及び第6項	当該選挙の選挙権	選挙権
第38条第1項	2人以上5人以下	2人
	前3日まで	の公示又は告示の日
第38条第2項	投票所	期日前投票所
第38条第4項	投票区において、2人以上	期日前投票所において、2人
第42条第1項ただし書	選挙の当日投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第45条第1項	選挙の当日、投票所	第48条の2第1項の規定による投票の日、期日前投票所
第46条第1項から第3項まで及び前条第二項	投票所	期日前投票所
第51条	第60条	第48条の2第6項において準用する第60条
	投票所	期日前投票所
	最後	当該投票の日の最後
第53条第1項	投票所	期日前投票所
	閉鎖しなければ	閉鎖しなければならない。ただし、翌日において引き続き当該投票箱に投票用紙を入れさせる場合においては、その日の期日前投票所を開くべき時刻になったときは、投票管理者は、当該投票箱を開かなければ

第53条第2項	できない	できない。ただし、前項ただし書の規定により投票箱を開いた場合は、この限りでない
第55条	投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、1人又は数人の投票立会人とともに、選挙の当日	投票管理者は、期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に
	を開票管理者	(以下この条において「投票箱等」という。)を市町村の選挙管理委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日に、当該投票箱等を開票管理者

(投票立会人)

公職選挙法第38条第1項 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第4回	臨時	3月5日（水）	午前10時	早良区役所 応接室
第5回	臨時	3月6日（木）	午後6時	早良区役所 応接室
第6回	臨時	3月20日（木）	午後6時	早良区役所 応接室
第7回	臨時	3月23日（日）	午前10時	早良区役所 応接室
第8回	定例	4月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	5月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室

・街頭啓発について（再掲）

別紙4のとおり